

整理番号：5－1

提言題名：交通ルールについて

【提言の要旨】

ふれあい道路沿いの歩行者通路にトラック、乗用車が常駐しており、草をかき分け人一人通れるスペースしか開いておらず自転車走行できません。たまにならよいのですが、「常に」で大変迷惑しております。

また、他にも側道から歩道へ飛び出してくる車が多く、常に恐怖を感じながら自転車走行しています。一度はぶつけられ、車道中央まで飛ばされたことがあります。善処願います。

(令和3年7月受付)

【回答の要旨】

歩道への駐車、及び一時停止につきましては、管轄が取手警察署となります。取手警察署に取締り要望をしました。

今後とも、交通ルールにつきましては、警察署と連携を図って参ります。ご理解ご協力お願いいたします。

(安全安心対策課 令和3年7月回答)